配布資料２

平成２７年１１月２５日（水）　事務総長定例会見配布資料

入札談合等関与行為防止法の概要

公正取引委員会

事業者の独占禁止法違反を認定

＋

発注機関職員の関与行為を認定

入札談合等関与行為の排除のため必要な改善措置を要求（第３条第１項・第２項）

各省各庁の長等

①各省各庁の長（財政法第 20 条第２項に規定する各省各庁の長をいう。），②地方公共団体の長，③国，地方が 1/2 以上出資する法人の代表者，④国，地方が法律により，常時，発行済株式の総数又は総株主の議決権の 1/3 以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社の代表者

改善措置

調査の実施・措置の検討（第３条第４項）

↓

調査結果・措置内容の公表，
公正取引委員会への通知（第３条第６項）
※公正取引委員会は調査結果・措置内容に意見を述べることができる（第３条第７項）。

損害賠償請求

損害の有無等の調査（第４条第１項，第２項）

↓

調査結果の公表（第４条第４項）

↓

（損害があれば）損害賠償請求（第４条第５項）

懲戒事由の調査

懲戒事由の調査（第５条第１項，第２項）

↓

調査結果の公表（第５条第４項）

↓

任命権者の判断による懲戒処分

捜査機関（検察・警察）

刑事罰

職員による入札等の公正を害すべき行為（談合の唆し，入札等に関する秘密（予定価格等）の教示等）（第８条）

→ 刑事事件として捜査・立件

→ 刑事罰（５年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金）